

## 議員提出第1号議案

職員の政治的行為の制限に関する条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会  
会議規則第13条の規定により提出します。

平成24年10月18日

大阪府議会議長 浅田 均 様

提 出 者

大阪府議会議員

青野 剛暁	東 徹	阿部 賞久
池下 卓	今井 豊	岩木 均
岩谷 良平	上島 一彦	浦野 靖人
うるま 讓司	大橋 一功	岡沢 健二
岡田 義信	置田 浩之	荻田 ゆかり
奥田 康司	奥野 康俊	尾田 一郎
紀田 馨	金城 克典	久谷 眞敬
小林 雄志	坂上 敏也	笹川 理
澤田 貞良	杉江 友介	鈴木 憲
竹下 隆	土井 達也	徳村 聡
富田 武彦	中川 隆弘	永野 孝男
中野 稔子	中野 まさし	中野 隆司
永藤 英機	中村 麻衣	西 恵司
西田 薫	西野 弘一	西野 修平
新田谷 修司	橋本 和昌	藤原 敏司
古川 照人	堀口 和弘	松本 利明
三田 勝久	みつぎ 浩明	宮本 一孝
森 和臣	やまのは 創	山本 けい
横倉 康幸	横山 英幸	和田 賢治

## 議員提出第1号議案

職員の政治的行為の制限に関する条例制定の件

職員の政治的行為の制限に関する条例を次のように定める。

職員の政治的行為の制限に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、大阪府域において公務員に求められる政治的中立性を揺るがす事象が生じていることに鑑み、職員（府の職員（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において準用する地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第四項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号の職員以外の職員を除く。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「府費負担教職員」という。）をいう。以下同じ。）に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障するとともに、府の行政の公正な運営を確保し、もつて府民から信頼される府政を実現することを目的とする。

(政治的行為の制限)

第二条 法第三十六条第二項第五号の条例で定める政治的行為は、次に掲げる政治的行為とする。

- 一 政治的目的のために職名、職権その他公私の影響力を利用すること。
- 二 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費その他の金品を国家公務員又は職員に与え、又は支払うこと。
- 三 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し、又はこれらの行為を援助すること。
- 四 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。
- 五 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
- 六 政治的目的を有する署名若しくは無署名の文書、図画、音盤若しくは形象を発行し、回覧に供し、掲示し、配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること。
- 七 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。
- 八 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、襟章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること。
- 九 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること。

十 いかなる名義又は形式をもってするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

(府の区域外から行う政治的行為)

第三条 職員が法第三十六条第二項第一号から第三号まで及び前条各号に掲げる政治的行為を、電話をかけ、又はフアクシミリ装置を用いて送信する方法その他の方法により、府の区域外から府の区域内に宛てて行った場合は、当該政治的行為は府の区域内において行われたものとみなす。

(懲戒処分等)

第四条 任命権者（警察本部長を除く。以下同じ。）は、職員（この項において、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する教育公務員を除く。）が法第三十六条第一項から第三項までの規定に違反して政治的行為を行った場合は、法第二十九条の規定により、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。

2 任命権者は、職員のうち、教育公務員が同法第十八条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二百二条第一項の規定に違反して政治的行為を行った場合は、法第二十九条の規定により、当該教育公務員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。

3 大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「各市町」という。）が設置する学校の職員のうち、府費負担教職員が、法第三十六条第一項から第三項まで又は教育公務員特例法第十八条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員法第二百二条第一項の規定に違反して政治的行為を行った場合は、各市町の教育委員会は、法第二十九条の規定により、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

2 職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年十一月八日大阪府条例第四十二号）の一部を次にように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第一条関係）	別表（第一条関係）

項	略	士	十二	略
非違行為	略	法第三十六条第一項及び第二項の規定に違反して、政治的行為をすること。	法第三十六条第三項の規定に違反して、政治的行為を求めよう職員に求める等の行為をすること。	略
標準的な懲戒処分の種類	略	戒告、減給、停職又は免職	減給、停職又は免職	略

項	略	士	十二	略
非違行為	略	法第三十六条第一項及び第二項の規定に違反して、政治的行為をすること。	法第三十六条第三項の規定に違反して、政治的行為を求めよう職員に求める等の行為をすること。	略
標準的な懲戒処分の種類	略	戒告又は減給	減給又は停職	略

## 提 案 理 由

職員に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障するとともに、府の行政の公正な運営を確保し、もって府民から信頼される府政を実現することを目的として条例を制定しようとするものである。